

別表第九号(第六十九条第七項関係)

(表面)

障害者自立支援検査証	
第	号
写 真	官　職 又は職名
	氏　名
	生年月日
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十五条に定める当該職員であることを証する。
	令和　年　月　日　交付
都道府県知事	印

(裏面)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

(報告等)

第九条 (略)

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収等)

第八十五条 都道府県知事は、市町村が設置した障害者支援施設の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、当該施設の長に対して、必要と認める事項の報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

注意

1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。